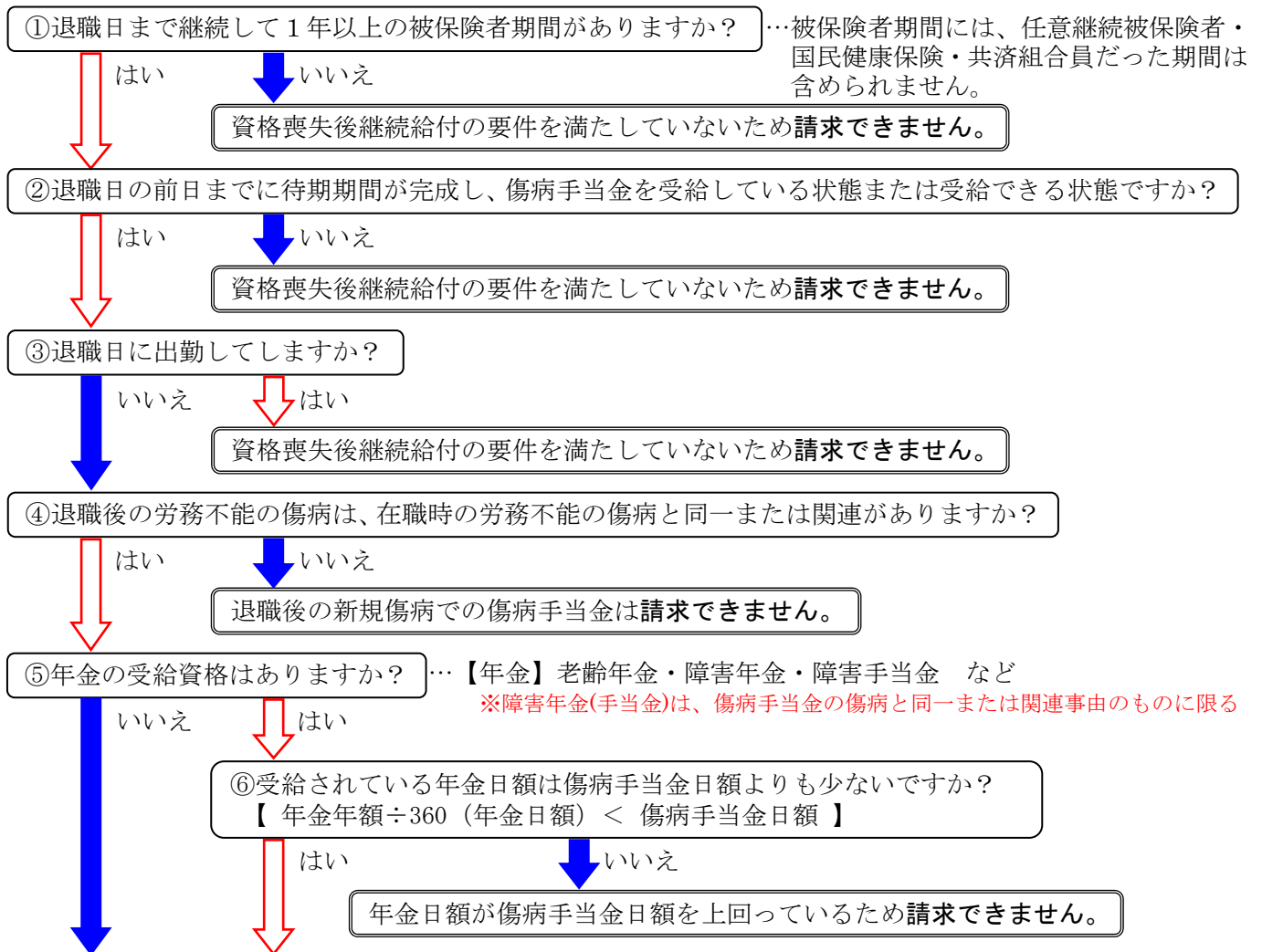


1. フローチャート

傷病手当金（任意継続被保険者・資格喪失者）



傷病手当金を請求できます。

当組合から下記書類のうち必要書類を受け取っていただき、必要事項をご記入のうえ、当組合へご提出ください。

【当組合から受け取る書類】

書類名	対象者	備考
喪失 傷病手当金請求書	請求される方全員	医師の労務不能の証明が必要です。
療養状況・日常生活状況報告書（傷病手当金）	請求期間中、30日に1日以上外来受診日のない方	請求期間中、30日に1日以上入院期間のある方は提出不要です。

【当組合へ提出する書類】

上記書類の他、老齢または障害を支給事由とする年金を受給されている場合は、**書類提出日直近の年金額**のわかる書類（年金裁定通知書、年金振込（改定）通知書など）の写しを併せてご提出ください。なお、状況により追加書類の提出をお願いすることがあります。

※**老齢年金受給対象年齢の方で、年金の受給資格がない方は、受給資格がないことがわかる書類（ねんきん定期便、年金見込額照会回答票など）の写しを併せてご提出ください。**

原則、毎月5日までに提出された書類を基に当組合で内容を審査し、支給可否決定をします。支給決定の場合は決定額通知書（ハガキ）でお知らせのうえ、同月18日に支給いたします。なお、提出された書類の内容により、医療機関への照会等調査を行うため、支給可否決定までお時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

2. よくある質問（Q&A） 傷病手当金（任意継続被保険者・資格喪失者）

Q 1. 退職後も引き続き傷病手当金を受給できますか。

A 1. 次の要件を満たせば受給できます。

- ①退職日まで継続して1年以上被保険者期間がある（Q 2も参照）
- ②退職日の前日までに待期期間が完成し、傷病手当金を受給しているか、受給できる状態にある
- ③退職日に出勤していない

【ご注意】

- ・ハローワークに求職や失業給付の申し込みをしたり、アルバイトや再就職等労務に就くとその時点で傷病手当金の受給は終了します。
- ・年金を受給されている場合は、傷病手当金から年金額が控除されますので、傷病手当金の受給額が減ることや、傷病手当金が受給できなくなることがあります（Q 6を参照）。

Q 2. 「退職日まで継続して1年以上被保険者期間がある」というのはどういう意味ですか。

A 2. 「退職日から過去に1年間遡ったときに、1日も間が空かずに健康保険の被保険者であった」という意味になります。この場合の「健康保険」とは、西南健保に限らず、他の健保組合、協会けんぽ（全国健康保険協会）を含みます。出向などにより西南健保内で会社が変わっても1日も間が空いていない場合や、前職から1日も空かずに西南健保加入事業所に転職した場合などがこれに当たります。

ただし、これらの健康保険であっても、任意継続被保険者、特例退職被保険者、被扶養者であった場合は対象になりません。公務員などの共済組合、国民健康保険、生活保護、無保険だった場合も期間に算入できません。

Q 3. 会社退職後は国民健康保険に加入しますが、傷病手当金は引き続き受給できますか。

A 3. 社会保険の被保険者（本人）として健康保険に加入しなければ、当組合の任意継続被保険者、国民健康保険の他に、ご家族の社会保険の被扶養者になっても受給できます。

Q 4. 資格喪失後の傷病手当金が支給される期間はどのくらいですか。

A 4. 在職中に受給を開始した支給開始日から起算して1年6ヵ月です。なお、資格喪失後に傷病が良くなり労務可能となった場合や再就職をされた場合は、その時点で傷病手当金は終了となります。

Q 5. 傷病手当金の支給金額はどのように計算されるのですか。

A 5. 1日につき、会社在职中に受給していた傷病手当金と同じ金額が支給されます。
この期間に「調整対象の年金」の支払があった場合は、その額を控除した額を支給します。

Q 6. 「調整対象の年金」とは何ですか。

A 6. 調整対象の年金とは、「老齢（退職）」または「傷病手当金と同一の傷病による障害」を支給事由とする公的年金のことを言います。

①老齢（退職）の公的年金：老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金 など

②障害の公的年金：障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金 など

傷病手当金額から、1日当たり、年金の年間額を360で割った額（小数点以下切り捨て）が控除されます。

- Q 7. 60歳で退職しました。65歳になるまで年金を受給しないつもりなので、年金の書類は提出しなくていいですか。
- A 7. 傷病手当金受給時点で受給できる年金額が控除の対象となりますので、現に受給していなくても、「年金事務所に申請すれば受給できる金額」が控除されます。
年金事務所で「**年金見込額照会回答票**」の発行を依頼し、そのコピーを傷病手当金請求書にお付けください。
- Q 8. 老齢年金を受給できる年齢だが、保険料納付期間が不足に年金を受給できない。この場合は何を添付すればよいですか。
- A 8. 受給資格がないことがわかる書類（ねんきん定期便、年金見込額照会回答票など）のコピーが必要となりますので、傷病手当金請求書と一緒にご提出ください。
- Q 9. 現在、年金の手続きはしましたが、まだ受給をしていない状態の場合、年金関係の書類は何を添付すればよいですか。
- A 9. 年金額のわかる書類（年金裁定通知書・年金振込通知書など）を提出してください。年金額のわかる書類がお手元にはない場合は、年金額がわかる書類がお手元に届き次第、当組合へそのコピーをご提出ください。
なお、年金が遡って支払われた場合において、既に傷病手当金を受給されている場合は、年金受給開始日に遡って、支給済みの傷病手当金をお返しいただきます。
- Q10. 年金の書類は、傷病手当金を請求するたびに添付しなくてはいけないのですか。
- A10. 年金の書類は、以下のようなときにだけ、そのコピーを添付してください。
・資格喪失後最初のご請求のとき
・年金額の通知が年金事務所等から届いたとき
組合から個別に年金関係書類のご提出をお願いすることがあります。
- Q11. 労務不能と認めた傷病名が在職期間中と異なる場合、または、途中で変わった場合、資格喪失後の継続給付を受けられますか。
- A11. 傷病名が異なる場合でも、それが関連する傷病であれば引続き受けられます。全く関連の無い傷病で新たに受給を開始することはできません。
- Q12. 医療機関にしばらくかかっていたので、労務不能の証明期間に間が空いてしまいました。
- A12. 資格喪失後の傷病手当金の受給は、連続して労務不能の状態であることが条件です。労務不能の証明がいただけない期間が1日でもあると、そこで受給終了になります。
例：前回10月31日まで受給していたが、医師から次は12月1日からしか労務不能の証明は出せないとされた。 →10月31日をもって受給が終了します。
- Q13. 「被保険者証の記号・番号」には、どの時点の記号・番号を記入すればいいですか。
- A13. 任意継続被保険者の方は、**任意継続の保険証の記号・番号**をご記入ください。
国民健康保険などの任意継続以外の健康保険に加入された方は、**ご退職時点での西南健保の保険証の記号・番号**をご記入ください。

Q14. 傷病手当金請求書の用紙が無くなりました。

A14. お送りいたしますので、当組合までお電話ください。

電話 03-3462-6554

Q15. 3年前に病気により会社を休みました。今から傷病手当金は請求できますか。

A15. できません。傷病手当金の請求権の時効は2年です。労務不能の日1日ごとに時効が成立していきます。

例：5月1日から31日までの請求の場合

5月1日の分の請求権は2年後の5月1日、5月2日の分の請求権は2年後の5月2日といった具合に、1日ごとに時効が成立していきます。

Q16. 押印が廃止となりましたが、訂正がある場合はどうすればいいですか。

A16. 訂正する場合は訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と証明者のサインをご記入ください。

Q17. 医師の押印は必要ですか。

A17. 医師の押印がない場合は、診療時の領収書のコピーを添付してください。